

令和4年度 環境保全型農業実証事業支援業務 仕様書

1 業務名

令和4年度環境保全型農業実証事業支援業務

2 業務の目的

近年の地球環境問題やSDGsへの関心の高まりなどから、地球温暖化対策等に資する環境に配慮した農業（以下、「環境保全型農業」という。）へ期待が寄せられている。今後、環境に対する意識が更に高まり、消費傾向が「モノ消費」から「コト消費」へと移行する中、京都市の農業の持続可能性を確保するためには、環境保全型農業を推進する必要がある。京都市では、令和3年度に「京都市環境保全型農業実証事業補助金（以下、「補助金」という。）」を創設し、環境保全型農業を実践する際の収量減少や労力増加等の課題解決を図り、効果的な環境保全型農業の普及啓発を行うこととしている。補助金の効果を最大限発揮するため、令和3年度に採択された実証事業者への取組拡充支援、成果報告等を委託するものである。

3 業務内容

(1) 実証事業の企画、運営

実証事業全体の計画を立案するとともに、実証事業が円滑に実施されるよう、下記4の業務スケジュールに沿って適切に運営を行う。

(2) 実証事業者に対する補助金のコーディネート

令和3年度環境保全型農業実証事業において、収量減少や労働増加等の農家負担を軽減させつつ、化学合成農薬・化学肥料の使用を慣行レベルから原則5割以上低減させるモデルを構築することを目的とし、その目的の達成に資する技術を有する法人等に対し、京都市内における実証事業の内容及び計画（最長三箇年）等（以下、「提案内容」という。）について提案募集を行い、下記の実証事業者を採択した。

令和3年度実証事業者により令和4年度に実施される取組拡充（以下、「取組」という。）の進捗管理、助言など、その取組が円滑に進むようコーディネートを行う。

進捗管理にあたっては、取組の進捗状況を毎月、京都市に報告する。

また、取組を実施する上での課題の抽出やその解決に向け、実証事業者と京都市との間で面談を最低1回以上実施する。事前の連絡調整と当日の議事録の作成・提出を行うこと。

令和3年度実証事業者

法人・団体名	実証事業名
嵯峨地域農場づくり協議会	嵯峨嵐山の稲穂たなびく景観保全と地域農業の活性化
株式会社カルテック	無理なく減農薬・減化学肥料、美味しく地球にも人にも経済的にもやさしいカルテック農法
国土防災技術株式会社	フジミン®を活用した環境保全型農業の普及実証事業

(3) 実証事業者と生産者とのマッチング支援

京都市がマッチングを行う際に必要となる実証事業者との連絡調整などを行う。また、実証事業者と実証への協力を希望する生産者との間でマッチングのための面談を最低1回以上実施する。面談後に当日の議事録を京都市へ提出すること。

(4) 成果報告会及び技術紹介の開催

取組により得られた成果を生産者に広く普及啓発するため、生産者等を対象とした成果報告会を開催するとともに、今後市内で普及可能性のある技術等について新たな事業者からの報告（以下、「技術紹介」という。）を行うこととする。技術紹介については、最低3件以上とし、報告する事業者は京都市と別途協議の上決定する。

また、成果報告会においては、各実証事業者の取組に対して助言、評価等を行う外部有識者を選定する。

さらに、取組により生産された農産物に適切な対価が支払われる仕組みを構築するため、それらの特徴や販売場所等について SNS や HP 等を用いて、広く市民に広報を行う。

なお、成果報告会及び技術紹介については、新型コロナウイルス感染症の影響を鑑み、開催手法、参加者等については、京都市と協議することとする。

4 業務スケジュール

内容	5月		1月	2月	3月
(1) 実証事業の企画、運営	→	〰			→
(2) 補助金のコーディネート	→	〰			→
(3) 実証事業者と生産者とのマッチング支援	→	〰	→		
(4) 成果報告会及び技術紹介の開催		〰		→	

5 委託期間

契約締結日から令和5年3月24日（金）まで

6 委託金の上限

金2,000,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

7 委託金に含まれる受託者の費用負担

- (1) 会場設営に係る費用（会場使用料を含む）
- (2) 茶代費用
- (3) 外部有識者への謝金
- (4) 荷物搬入等に係る通信運搬費
- (5) 必要物品購入に係る費用
- (6) 資料・報告書等の作成及び印刷に係る費用
- (7) コーディネート活動に係る費用
- (8) 普及啓発等に係る費用
- (9) その他京都市が認める経費

8 支払方法

委託料は、原則として業務完了後に支払うこととする。ただし、受託者との協議等により、事前に一定額を支払う「概算払い」を行う場合がある。

9 提出物

- (1) 受託者は業務完了時に以下の資料を京都市に提出すること。

ア 事業完了届出書 1部

イ 実績報告書 1部

ウ 本業務で取得又は作成した資料 1式

エ 請求書 1部

- (2) 本業務で取得又は作成した資料のデータは、Microsoft Office Word2016, Excel2016 及び PowerPoint2016 等で閲覧及び編集が可能な形式で提出すること。

10 業務の進め方

京都市との情報共有を密に行うとともに、逐次協議しながら進めること。

11 その他

- (1) 本業務の実施により得られた成果は、京都市に帰属する。
- (2) 受託者は、業務の全部を第三者に委託してはならない。
- (3) 受託者は、業務の一部を再委託するときは、あらかじめ書面により京都市の承認を得なければならない。
- (4) 業務遂行にあたり知り得た個人情報については、個人情報保護法、京都市個人情報保護条例に則り適切に管理すること。
- (5) 本仕様書に疑義がある場合は、京都市の指示に従うものとし、本仕様書に明示がない事項については、その都度、協議のうえ決定する。
- (6) 本仕様書に記載の成果と同等以上の成果が得られる場合、京都市と協議のうえ、仕様書の内容を一部変更可能とする。
- (7) 京都市が提供した資料及びデータ等については、一切他への流用を禁止する。また、本業務が終了した時点で、電子データ等は速やかに抹消すること。
- (8) 本事業に係る監査が行われる場合は、協力すること。